

1.2 個別地区制度（条例第28条～第32条）

(1) 屋外広告物モデル地区

① 概要

良好な自然景観や都市景観を保全し、創出していくため、景観の重要な構成要素である屋外広告物について、美しく、質が高く、周囲の建築物等と調和のとれたものにする必要があると認める区域を指定する。

モデル地区内の屋外広告物は、許可基準のほか、モデル地区掲出基準にも適合しなければならない。

② 指定手続き

指定区域、基本方針及び掲出基準案の作成



岡山市景観審議会での審議



基本方針案の公告、縦覧



縦覧案に対する意見書の提出



指定区域、基本方針及び掲出基準案の決定



岡山市景観審議会での審議



屋外広告物モデル地区の指定告示

③ モデル地区の指定

都心軸屋外広告物モデル地区(平成31年4月1日施行) 詳細は、告示(P135)を参照のこと。

岡山カルチャーゾーン屋外広告物モデル地区(令和2年4月1日施行) 詳細は、告示(P146)を参照のこと。

(2) 広告物協定地区

土地の所有者等が一定の区域を定めて良好な景観又は風致を維持するための広告物協定を締結し、広告物協定地区として市長の指定を受ければ、その協定の内容によって広告物等の規制を行う。